



JASDAQ

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

シライ電子工業株式会社
代表取締役社長 小島 甚昭
(コード番号：6658)

問い合わせ先： 取締役 経営管理担当
亀井 正巳

電話番号：075-861-8100

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 46 回定時株主総会に付議することを下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役 of 責任免除) 第 34 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査役 of 責任免除) 第 34 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

3. 日程

取締役会開催日	平成 27 年 5 月 15 日 (金)
株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)
効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上